

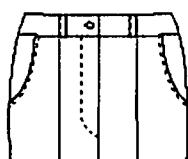
公安委員会 説明資料No. 1	管区警察学校の各部の内部組織に関する規則等 の一部を改正する規則案等について	平成25年3月28日 人事課
<b>1 改正の趣旨</b>		
人事院規則8-18（採用試験）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。		
<b>2 人事院規則8-18（採用試験）の改正の概要</b>		
従来のⅠ種試験、Ⅱ種試験及びⅢ種試験が総合職試験及び一般職試験に再編されるとともに、皇宮護衛官試験（大卒程度試験）が人事院規則上の採用試験とされるなどしたもの。		
<b>3 管区警察学校の各部の内部組織に関する規則の改正の内容</b>		
管区警察学校の各部の内部組織に関する規則（昭和54年国家公安委員会規則第5号）第2条の2において、初任幹部教養科においては、国家公務員採用Ⅱ種試験により採用した警察官の教育訓練に係る事務を所掌すると規定されているところ、今般の人事院規則の改正を踏まえ、Ⅱ種警察官相当の人材については国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者から採用し、採用後の教育についてもⅡ種警察官と同様に初任幹部教養科において実施することから、所要の改正を行うもの。		
<b>4 警察法第五十六条の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則の改正の内容</b>		
警察法第五十六条の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則（平成19年国家公安委員会規則第27号）において、国家公務員採用Ⅰ種試験等により国の機関の職員として採用された者については、特定地方警務官に準ずる者から除く旨規定されているところ、今般の人事院規則の改正を踏まえ、規則中の試験の種別に国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）等を加えるため、所要の改正を行うもの。		
<b>5 【参考】警察庁の職員の任用に関する訓令の改正の内容</b>		
警察庁の職員の任用に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第6号）において、国家公務員採用Ⅰ種試験に合格した者を警察庁警部補に採用するなどと規定されているところ、今般の人事院規則の改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。		
<b>6 施行期日（予定）</b>		
公布：平成25年4月1日 施行：公布の日（訓令については、平成25年4月1日）		

## 1 改正の概要

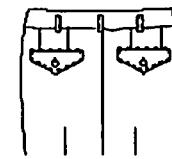
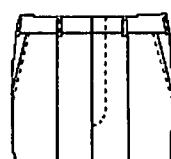
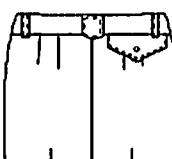
### (1) 女性警察官ズボンのベルト通し及びポケットの制式

帯革を着装しやすくし、ズボンのポケットを使いやすくするため、ベルト通し及びポケットの制式を男性警察官ズボンと同様とすることができるよう、従来の「スカート第一種と同様」から「スカート第一種又は男性警察官冬服ズボンと同様」に改める。

(女性警察官ズボン)



(男性警察官ズボン)



### (2) 女性警察官制帽（冬帽子及び合帽子）の地質

型崩れしにくくし、色落ちしにくくするため、地質を夏用と同じ織物とすることができます。従来の「フェルトとする（冬帽子と同質とする）」から「冬服（合服）上衣と同質又はフェルトとする」に改める。

(女性警察官制帽)



※フェルト～羊毛等を織らずに纖維の絡み合いだけで

布状にしたもので、帽子の素材としては一般的

## 2 改正の理由

女性警察官の服制については、「第一線警察活動の勤務形態を考慮した形状に変更」との要望・意見が「治安回復のための改革推進委員会」に提出されたことから、都道府県警察の制服勤務の女性警察官500名に対して、アンケート調査を実施した（平成24年4月）。その結果、

- ズボンのベルト通し及びポケットの制式変更
- 冬及び合制帽の地質変更

について、一定数の要望・意見があったことから改善検討を行ったもの。

## 3 今後の予定

公布：平成25年4月8日（予定）

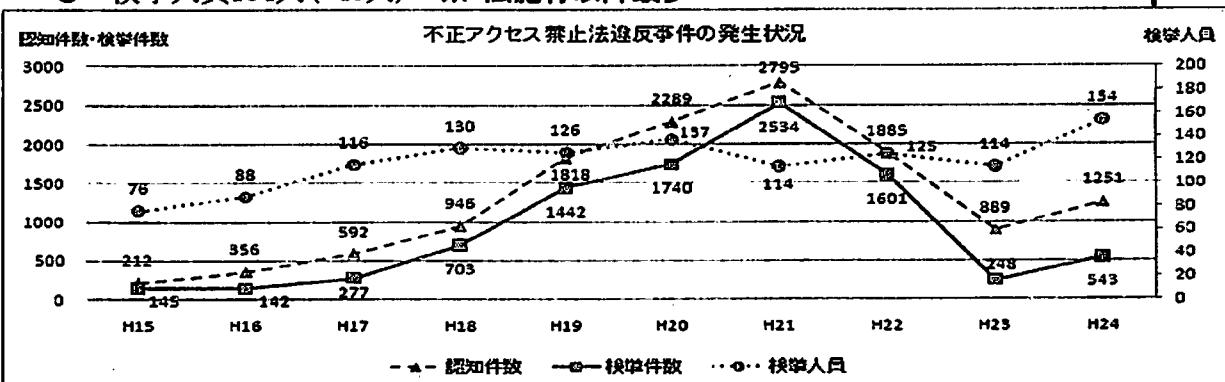
施行：平成25年4月8日（同日付け）

不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、毎年、不正アクセス行為の発生状況を公表するもの

## 1 不正アクセス禁止法違反事件の発生状況等（公表要旨）

### (1) 認知・検挙状況

- 認知件数1,251件（前年比+362件）、検挙件数543件(+295件)
- 検挙人員154人(+40人) ※ 法施行以降最多

1~7  
頁

### (2) 発生状況の特徴

#### ア 不正アクセス行為後の行為

認知件数のうち、オンラインゲーム、コミュニティサイトの不正操作が662件(52.9%)

#### イ 識別符号の入手の手口

検挙件数のうち、利用権者等から聞き出した又はのぞき見により入手したものが229件(43.0%)

#### ウ 改正不正アクセス禁止法の適用

新たに処罰対象となった識別符号取得行為、識別符号保管行為、フィッシング行為をそれぞれ2件検挙

#### エ (参考) 連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃の状況

連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃の結果、114,013件の不正ログインが行われていた旨の資料提供を受けている。

### (3) 不正アクセス防御上の留意事項

#### ア 利用権者の講ずべき措置

- ・ 安易に個人情報を入力しないなどの個人情報の適正な取扱い
- ・ 推測が容易なパスワードを避けるなどパスワードの適切な設定・管理

#### イ アクセス管理者の講ずべき措置

- ・ ワンタイムパスワード等による個人認証の強化
- ・ ID・パスワードを使い回すことの危険性の周知

8~9  
頁

## 2 今後の対応

### (1) 取締りの推進

不正アクセス行為等の発生状況の集約・分析、都道府県警察間の合同・共同捜査等の推進により、効率的、効果的な捜査を推進

### (2) 広報啓発活動の推進

「不正アクセス防止対策に関する行動計画」に基づき、関連企業・団体等と連携して、警察庁ホームページ、パンフレット等を活用し、ID等の使い回しの危険性や不正アクセス対策について周知、広報啓発を推進

公 安 委 員 会	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告について	平成25年3月28日
説明資料No. 4		公 安 課

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。) 第31条の規定に基づき、平成24年中の団体規制法の施行状況について、閣議決定の上、政府が国会に報告するもの(14回目。閣議は、法務省との共同請議)。

### 1 観察処分の決定と観察処分の期間の更新の経緯

公安審査委員会は、平成12年1月、オウム真理教(以下「教団」という。)に対し、観察処分を決定。さらに、15年1月、18年1月及び21年1月、それぞれ同処分の3年間の期間更新を決定。

### 2 観察処分の期間の更新決定

公安調査庁長官は、警察庁長官の意見を聴いた上、平成23年11月、公安審査委員会に対し、観察処分の期間更新を請求。公安審査委員会は、24年1月23日、同処分の期間更新を決定。

### 3 観察処分の実施等

- 公安調査庁は、平成24年中、合計17回、教団の建物等延べ59か所に立入検査を実施。関係都道府県警察は、同立入検査に際し、周辺の警戒警備を実施。
- 公安調査庁は、平成24年中、3か月ごとに教団から役職員及び構成員の氏名等の報告を受け、その内容を警察庁に通報。

### 4 教団の現状

#### (1) 組織の概況

- 国内に信者約1,500人(出家信者約400人、在家信者約1,100人)及び15都道府県に拠点施設32か所、ロシア連邦内に信者約140人及び拠点施設数箇所をそれぞれ有する。
- 教団は、松本智津夫への絶対的帰依を明示的に強調する「Aleph」と、観察処分を免れるため、松本の影響力の払拭を装いつつ、松本の意思を実現することを目的として組織された「ひかりの輪」が中心。両集団とも、松本及び松本の説くオウム真理教の教義が共通の基盤。

#### (2) 活動の概況

- 松本の影響力
  - ・ 松本の写真等を施設内の修行道場の祭壇等に掲示
  - ・ 松本への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行や松本の延命を祈願する修行等を実施
- 閉鎖的・欺まん的体質
  - ・ 公安調査庁の立入検査の際に、公安調査官の質問に対して、回答を拒否、施設内の状況を写真等で記録することについて、大声で異議を唱えるといった非協力的な行為を繰り返す
  - ・ 公安調査庁長官宛ての報告において、構成員や活動に関する意思決定の一部を報告しないなど、実態に即した内容を報告していない
- 資金及び信者獲得に向けた諸活動
  - ・ 一般企業に就業する出家信者の給与等を上納させるとともに、在家信者からは集中セミナー等で高額な布施を徴収するなど、資産を増加
  - ・ ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用や大学関連のサークルを装った活動等により、青年層を中心に接触を図り、教団名を秘匿して運営するヨガ教室等への参加を働き掛けるなどして、新規信者を大幅に増加

#### 【今後の予定】

4月中旬 閣議

公 安 委 員 会

説明資料No. 5

警察庁長官に対する異議申立てに係る決定

について(行政機関情報公開法関係)

平成25年3月28日

総務課

(略)

公安委員会 説明資料No. 6	平成25年度警察庁暫定 予算（案）の概要について	平成25年3月28日 会 計 課
--------------------	-----------------------------	---------------------

## 1 編成方針

平成25年度予算にあっては、平成25年4月1日から5月20日までの50日間に係る暫定予算が編成され、3月27日、国会に提出。

暫定予算は、本予算成立までのつなぎとしての性格上、計上する経費は、暫定予算期間中における行政運営上必要最小限のものに限ることとし、新規の施策に係る経費は、原則として計上しないという方針により編成。

具体的には、期間中における所要額として、

- 人件費は2か月分
- 旅費及び庁費の類については、原則として新規施策を除いた平成25年度当初予算額の14%相当額
- 施設費関係については、原則として新規施策を除いた平成25年度当初予算額の3/10に相当する額

を計上。

ただし、期間中に原則率を上回って支出を必要とする経費については、その所要額を計上。

## 2 暫定予算計上額

- |                |            |
|----------------|------------|
| ○ 一般会計         | 25, 153百万円 |
| ○ 東日本大震災復興特別会計 | 205百万円     |

## 3 原則率を上回って所要額を計上した主な経費

- 国際刑事警察会議等分担金
- 警察本部・警察署等の新築・移転対策（通信機器の設置）
- 情報処理センター移転経費（通信機器の設置）
- 捜査費

## 4 日程（見通し）

3月29日 暫定予算成立

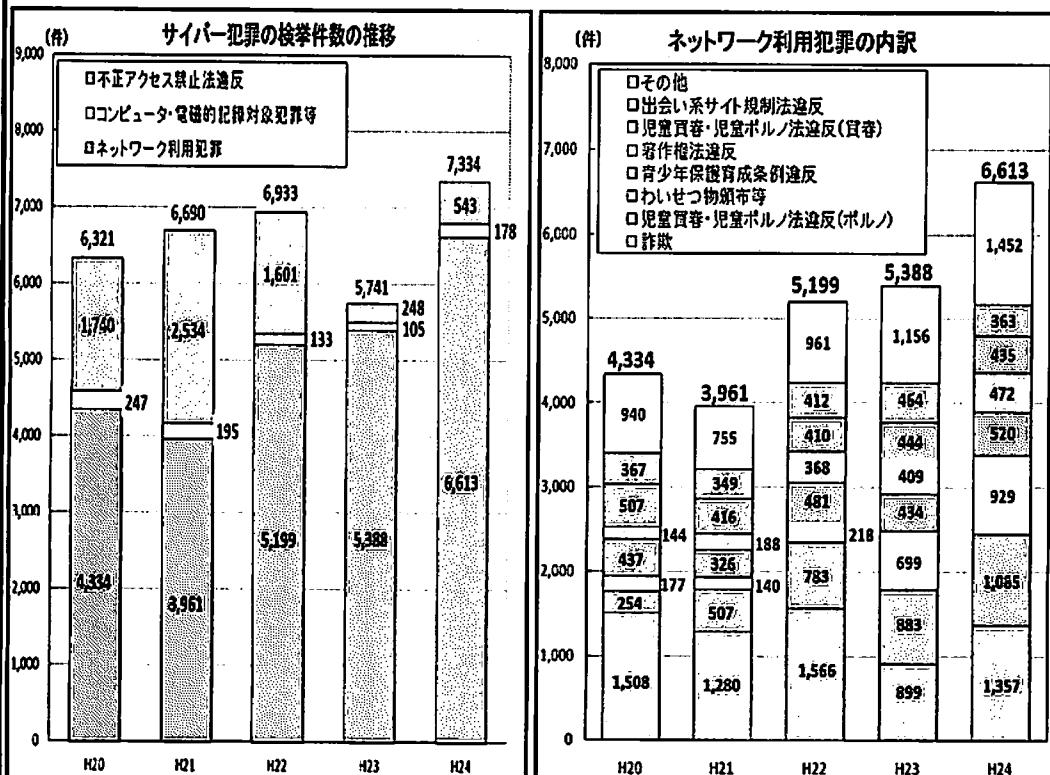
## 1 サイバー犯罪の検挙状況

[1頁]

平成24年中のサイバー犯罪の検挙件数は7,334件(前年比+1,593件、+27.7%)で、過去最高を記録。

- (1) ネットワーク利用犯罪は6,613件(+1,225件、+22.7%)で、過去最高。
- (2) 不正アクセス禁止法違反は543件(+295件、+119.0%)。
- (3) コンピュータ・電磁的記録対象犯罪及び不正指令電磁的記録に関する罪は178件(+73件、+69.5%)。

うち、不正指令電磁的記録に関する罪は41件。



## 2 サイバー犯罪等に関する相談状況

[3頁]

平成24年中に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は77,815件(前年比-2,458件、-3.1%)。

- (1) 詐欺・悪質商法に関する相談は29,113件(-3,779件、-11.5%)。
- (2) 迷惑メールに関する相談は12,946件(+1,279件、+11.0%)で、平成14年以降、増加傾向。

## 3 インターネット上の自殺予告事案への対応状況

[4頁]

平成24年中に都道府県警察がプロバイダ等から情報開示を受け対応した状況は、229件232人(前年比-100件、-101人)。

## 4 今後の対策

- (1) 昨年改正された不正アクセス禁止法を的確に運用し、フィッシング行為をはじめとする同法違反の検挙を推進する。
- (2) 新種のウイルスを検知する資機材の整備、教養の充実により、悪質・巧妙化するサイバー犯罪の検挙を推進する。
- (3) 引き続き相談者側の視点に立った適切な相談対応を推進するとともに、プロバイダ等の協力を得て、自殺予告事案への的確な対応を推進する。

公 安 委 員 会	平成25年春の全国交通安全運動 の実施について	平成25年3月28日 交 通 企 画 課
説明資料No. 8		

## 1 実施期間

平成25年4月6日（土）から同月15日（月）までの10日間

## 2 主催

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、（財）全日本交通安全協会・自動車安全運転センター等13団体

## 3 運動の目的、運動重点等

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### (1) 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

### (2) 全国重点

- 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則(注)の周知徹底)
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

### (3) 地域重点

地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定める。

(注) 自転車安全利用の広報啓発に活用する基本的な通行ルール（H19.7中央交通安全対策会議交通対策本部決定）

## 4 今回の運動の主な特徴

運動の基本に関する推進項目に「通学路等における幼児・児童の安全の確保」を追加

## 5 都道府県警察における取組事例

- (1) 新入学児童に対する県下一斉交通安全教育及び登下校時の保護・誘導活動の実施 【群馬県警察】
- (2) 交通安全について総合的に学ぶ高齢者交通安全教室の開催 【岐阜県警察】
- (3) 公道上でのスタントマンによる交通事故を再現する自転車交通安全教室の開催 【警視庁】
- (4) 関係機関・団体と連携した県内一斉シートベルト広報啓発活動の実施 【愛知県警察】
- (5) 大学キャンパスにおける飲酒運転根絶イベントの開催 【奈良県警察】

公安委員会	「構造改革特別区域 計画の認定」について	平成25年3月28日 交通企画課 交通規制課
説明資料No.9		

## 1 経緯

平成23年1月21日、閣議決定により構造改革特別区域基本方針の一部が変更され、特例措置「105・1222」に係る搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験特区が創設された。

つくば市では、平成23年3月25日、内閣総理大臣より構造改革特別区域計画（つくばモビリティロボット実験特区）の認定を受け、同年6月2日より搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を実施している。

### ※ 特例措置

- (1) 実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについて、その定格出力等に応じて、原動機付自転車又は特殊自動車に区分するとともに、都道府県公安委員会規則で定めている車体の後面にナンバープレートを表示する義務の対象とする必要がないことを示す。
- (2) 実証実験が道路使用許可の対象であることを明確化するとともに、実証実験に係る許可の基準等を示す。

## 2 趣旨

平成25年2月13日、つくば市長から構造改革特別区域計画について変更の認定申請があり、内閣総理大臣からその認定をするに当たり国家公安委員会に対して同意を求められ、同年3月19日、長官の専決処理により同意したことについて報告を行うもの。

## 3 つくば市長の申請に係る構造改革特別区域計画の変更の内容

### (1) 構造改革特別区域の範囲の一部変更

構造改革特別区域（つくば市の区域の一部）を部分的に拡大する。

### (2) 特定事業の変更

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成24年11月2日閣議決定）で認められた新たな規制の特例措置の内容等をつくば市の計画に盛り込む。

### ※ 新たな規制の特例措置

- (1) これまで搭乗型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができない構造である場合には、一定の間隔でカラーコーンを設置するなどの方法により、実験の実施場所の境界を示すための措置をとることとしていたところ、実験の実施場所の境界を示すための措置を不要とした。
- (2) これまで横断歩道・自転車横断帯を通行するときは、搭乗型移動支援ロボットから降車して移動することとしていたところ、当該ロボットの大きさ及び構造によって横断歩道又は自転車横断帯の横断を可能とした。

公安委員会	サイバー攻撃特別捜査隊の設置について	平成25年3月28日 警備企画課 情報技術解析課
説明資料No. 10		

サイバー攻撃対策の強化のため、今般、警備局長・情報通信局長連名通達「サイバー攻撃特別捜査隊設置要綱」を発出し、都道府県警察におけるサイバー攻撃対策の推進体制を強化することとしたもの。

### 1 サイバー攻撃特別捜査隊の新設

平成25年4月1日付で、管区警察局所在県を中心とする13都道府県警察において、警視総監及び道府県警察本部長が公安部又は警備部に「サイバー攻撃特別捜査隊」を設置。全国で約140人の専従捜査員が対策を推進する体制を構築。

※ 13都道府県警察：北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川、福岡

### 2 サイバー攻撃特別捜査隊の任務

サイバー攻撃から個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、次に掲げる業務を遂行することを任務とする。

- (1) サイバー攻撃に関する警備情報の収集、整理その他サイバー攻撃に関する警備情報に関すること。
- (2) サイバー攻撃に関する警備犯罪の予防に関すること。
- (3) サイバー攻撃に関する警備犯罪の捜査に関すること。

### 3 サイバー攻撃特別捜査隊の特長

#### (1) 多様な能力を有する捜査員を登用

警備情報の収集や警備犯罪の捜査に従事してきた捜査員のほか、情報通信部門・生活安全部門との人事交流、民間企業の技術者の中途採用、サイバーテロ対策専科の修了者の登用等により、情報通信技術に専門的な知見を有する職員を確保。また、語学能力（英・中・韓・露等）を有する捜査員を登用し、外国からのサイバー攻撃に関する情報収集を行う体制を構築。

#### (2) 全国警察の中核として機能

管轄区域内の捜査を推進するとともに、他の都道府県警察に対して技能・技術面の支援や体制面の支援を実施。警察庁の調整の下、広域に及ぶサイバー攻撃に対応。都道府県の垣根を越えたノウハウや情報の集約・共有を推進。

#### (3) 技術部隊サイバーフォースとの連携

サイバー攻撃特別捜査隊は、都府県情報通信部を通じて、警察庁情報通信局、各管区警察局及び北海道警察情報通信部の技術部隊「サイバーフォース」と緊密に連携。